

徳島県告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、三好市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年4月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1(1) 調査を行った者の名称
三好市
- (2) 調査を行った時期
令和5年度及び令和6年度
- (3) 成果の名称
三好市（井内東の一部）の地籍図及び地籍簿（井川45地区）
- (4) 調査を行った地域
三好市井川町井内東の一部（井川45地区）
- (5) 認証年月日
令和8年3月30日
- 2(1) 調査を行った者の名称
三好市
- (2) 調査を行った時期
令和5年度及び令和6年度
- (3) 成果の名称
三好市（漆川の一部）の地籍図及び地籍簿（三縄17地区）
- (4) 調査を行った地域
三好市池田町漆川の一部（三縄17地区）
- (5) 認証年月日
令和8年3月30日
- 3(1) 調査を行った者の名称
三好市
- (2) 調査を行った時期
令和5年度及び令和6年度
- (3) 成果の名称
三好市（国政・重実の各一部）の地籍図及び地籍簿（山城51地区）
- (4) 調査を行った地域
三好市山城町国政及び重実の各一部（山城51地区）
- (5) 認証年月日
令和8年3月30日